

【緑ナンバー登録までの流れ】

1. 許可要件の確認

(5台のトラック、営業所、車庫、運行管理者、整備管理者、必要資金などを要件通りに準備します)

2. 申請書類の準備、作成

(※行政書士に依頼するとすごく楽で確実です)

(賃貸借契約書、見積書、残高証明書、幅員証明書、図面等)

3. 管轄の運輸支局を通じて運輸局に申請する

(申請書と添付書類を整えて2部提出します)

4. 運輸局での審査

(この審査が3～5か月ほどかかります)

5. 申請月の翌月以降の奇数月に役員法令試験を受験する

(登記されている常勤役員の一人が合格する必要があります)

6. 2回目の残高証明を提出 (申請から約2～3か月後)

(申請時の資金計画の必要金額を下回らないようにしましょう)

7. 申請から3～5か月後くらいで許可が下りる

(その後、許可証交付式にて許可証を受け取ります)

8. 登録免許税12万円を国土交通省に納付する

9. 運行管理者と整備管理者の選任届を提出

10. 運輸開始前確認報告を提出する

(社会保険や雇用労災保険の加入証明や運転免許証の準備が必要)

11. 事業用自動車等連絡書を運輸支局輸送担当にて発行してもらう

12. 車検証を自社名義の緑ナンバー事業用に書き換える

(委任状などを用意して車検証を書き換える。ナンバー変更の必要があればトラックを運輸支局に持ち込む)

13. 運輸開始届を提出

(緑ナンバーでの事業を開始したら、緑ナンバー書き換え後の車検証を添付し、運輸支局に運輸開始届を提出して一連の流れが完了)